

- 本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。

(共通)

社福法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
軽費基準	新潟市条例第75号「新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

(社会福祉施設運営の適正実施の確保に関するもの)

労働基準法	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」
労基法規則	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」
昭47社庶第83号	昭和47年5月17日社庶第83号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」
昭53社庶第13号	昭和53年2月20日社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設の長の資格要件について」
昭62社施第107号	昭和62年9月18日社施第107号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防災安全対策の強化について」
平18福第1551号	平成18年1月12日福第1551号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における防災安全対策の徹底等について」
平21高齢第270号	平成21年6月18日高齢第270号新潟県高齢福祉保健課長通知「軽費老人ホームにおける防火安全体制の徹底について」
土砂災害防止法	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
平30新高第267号	平成30年6月15日新高第267号「水防法等の一部改正に伴う避難確保計画の作成等をお願い」
平14福第174号	平成14年4月25日福第174号新潟県福祉保健部長通知「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針について」
平15高齢第1021号	平成15年11月28日高齢第1021号新潟県福祉保健部長通知「老人福祉施設等における事故等の防止の徹底について」
平18福第118号	平成18年4月19日福第118号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における事故防止の徹底について」
平27新高第12号	平成27年4月3日新高第12号新潟市福祉部高齢者支援課長通知「高齢者施設等における事故防止及び事故報告の徹底について（通知）」
平18福第1983号	平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」

(適切な入所者処遇の確保に関するもの)

平13老発第155号	平成13年4月6日老発第155号老健局長通知「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」
平15社援基発第0725001号	平成15年7月25日社援基発第0725001号老健局計画課長 他 通知「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
昭62社施第38号	昭和62年3月9日社施第38号社会局長・児童家庭局長通知「保護施設等における調理業務の委託について」
平17社援発第0222002号	平成17年2月22日社援発第0222002号老健局長 他 通知「社会福祉施設における感染症等発生時に係わる報告について」
平成17年福第1866号	平成17年3月10日福第1866号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
平成17年福第1435号	平成17年12月16日福第1435号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について」
平18厚劳告示第268号	平成18年3月31日厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生等が疑われる際の対処等に関する手順」
平27老発0206第2号	平成27年2月6日老発0206第2号厚生労働省老健局長通知「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について」
平27老発1113第1号	平成27年11月13日老発1113第1号老健局長通知「要介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」
感染症法	平成10年10月2日法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
感染症法施行令	平成10年12月28日政令第420号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令」
感染症法施行規則	平成10年12月28日厚生省令第99号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」
高齢者虐待防止法	平成17年11月9日法律第124号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(その他)

大量調理マニュアル	平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
平12社援第1352号	平成12年6月7日社援第1352号老人保健福祉局長 他 通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
第1 社会福祉施設運営の 適正実施の確保					
1 入所者の生活環境等 の確保	(1) 居室等は運営基準にあった構造及び設備となっているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第10条、 附則第5条
	(2) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	〃	軽費基準第10条第5項(1)ア 第25条、附則第5条4(1)ア
	(3) 受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	〃	健康増進法第25条
2 施設の運営管理体制 の確立	(1) 次に掲げる施設の運営についての重要事項を運営規程に定めているか。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、数及び職務の内容 ウ 入所定員 エ 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 施設の利用に当たっての留意事項 カ 非常災害対策 キ その他施設の運営に関する重要事項	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第7条 附則第10条
	(2) 利用料等の受領について		※(適・要検討・否)	〃	軽費基準第16条、 附則第7条
	ア 利用者から受領する費用は以下のものとしているか。 ①サービスの提供に要する費用 ②生活費 ③(ケアハウスに限り)居住に要する費用 ④居室に係る光熱水費 ⑤入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑥その他施設内で提供される便宜のうち、入所者に負担させることが適当と認められるもの	A・B・C			
	イ 支払いを受けるに当たって、あらかじめ、入所者又は家族に対し、その額を記載した書類を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。	A・B・C			
(3) 施設運営等に必要の記録を整備しているか。 また、入所者に関する記録は5年間保存しているか。	A・B・C		※(適・要検討・否)	第1	軽費基準第9条、 附則第10条、

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
	(4) 介護職員等は、配置基準に基づく必要な職員を確保しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第2-1	軽費基準第11条、 附則第6条
	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第2-2	軽費基準第6条、 附則第10条
	(6) 施設長の適格性及び施設の運営管理体制について		※(適・要検討・否)	第2-2	社福法第66条
	ア 施設長の資格要件を満たしているか。	A・B・C		第3	軽費基準第5条第1項、 附則第10条
	イ 施設長は専任者を確保しているか。	A・B・C			昭47社庶第83号 昭53社庶第13号
	ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じ ないような体制をとっているか。	A・B・C			
	(7) 生活相談員の資格要件を満たしているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第2-2	軽費基準第5条第2項、 附則第10条
3 必要な職員の確保と 職員処遇の充実	(1) 労働基準法等関係法規の遵守について		※(適・要検討・否)	第4-1	労基法第24条、第32条、 第36条、第41条、第89条 第90条 労基法規則第23条
	ア 週40時間勤務体制を実施しているか。	A・B・C			
	イ 就業規則を制定及び改正した際は、職員代表の意見書を添付し、所轄の労働基準 監督署に届け出ているか。	A・B・C			
	ウ 就業規則と現況の勤務形態に不一致はないか。	A・B・C			
	エ その他の労働基準法に基づく届出、許可及び労使協定を適切に行っているか。	A・B・C			
	オ 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	A・B・C			
	(2) 職員への健康診断等健康管理の実施について 1年以内ごとに1回、夜間業務に従事する職員は6か月以内ごとに1回、医師による 定期健康診断を行っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第4-2	労働安全衛生規則第44条、 第45条
(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第24条第3項、 附則第10条	
4 秘密保持	守秘義務について		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第29条、 附則第10条
	ア 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏 らしていないか。	A・B・C			
	イ 職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	A・B・C			

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令	
5 防災対策の充実強化	(1) 防火管理者を選任するとともに、防火管理者の届出を行っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第5-1	軽費基準第8条、 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 平30新高第267号 平21高齢第270号 昭62社施第107号 平18福第1551号 消防法第8条、第17条の3の3 消防法施行令第1条の2 第3項、第4条の3、第10条、第12条、第21条、第23条 消防法施行規則第3条第10項、第11項	
	(2) 消防計画等の状況について		※(適・要検討・否)	第5-2		
	施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てているか。 ※災害時対応マニュアルに最低限盛り込むべき事項 ・避難場所 ・避難経路 ・自力で避難できない入所者等の避難方法	A・B・C				
	マニュアルの作成にあたっては、実効性を高めるために各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関(消防署など)や、地域防災計画を定める市町村から指導・助言を受けているか。	A・B・C				
	市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。 ※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、各市町村防災担当課へ確認の上、回答してください。					
	ア 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内	該当・非該当				
	イ 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当				
	(要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)					
	ア 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成をしているか。	A・B・C				
	イ 作成した計画は市町村担当課へ報告しているか。	A・B・C				
	ウ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。	A・B・C				
	(3) 非常災害時における防災体制について			※(適・要検討・否)		第5-3
	ア 近隣の施設・地域住民との協力体制(地域の自主防災組織等を含む)を確立しているか。	A・B・C				
	イ 夜間勤務職員の非常災害時における役割は明確になっているか。	A・B・C				
	ウ 非常時連絡系統図を作成しているか。	A・B・C				
	エ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務除く。)を行わせているか。	A・B・C				
	(4) 消防・防災訓練等の実施状況について			※(適・要検討・否)		第5-4
ア 避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しているか。	A・B・C					
イ 夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施しているか。	A・B・C					
ウ 実施する場合、消防署へ事前通知しているか。	A・B・C					
エ 消防器具や非常口等の避難経路の自主点検は、自主点検表を作成し、定期的に行っているか。	A・B・C					
(5) 防災設備等の整備・点検について			※(適・要検討・否)	なし (実地確認)		
ア 設備等は適正に整備しているか。	A・B・C					
イ 専門業者による定期的な点検を行っているか。	A・B・C					

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
6 事故防止及び事故発生時の対応	<p>(1) 事故防止の対応について</p> <p>ア 事故発生の防止のための指針及び事故防止マニュアルを整備しているか。 (「事故発生の防止のための指針」に盛り込むべき事項)</p> <p>① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方</p> <p>② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係わる安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p>⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>イ 「事故事例」や「ヒヤリ・ハット事例」の収集と分析を行い、マニュアル等に反映させているか。</p> <p>ウ 事故事例等から検討した改善策を職員に周知徹底するための体制を整備しているか。</p> <p>エ ① 事故発生の防止のための委員会を定期的に行っているか。 ② 事故発生防止のため、職員に対する研修を定期的に年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生防止の研修を実施しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>※(適・要検討・否)</p>	<p>なし (実地確認)</p>	<p>軽費基準第33条、 附則第10条</p> <p>平14福第174号 平15高齢第1021号 平18福第118号</p> <p>平27新高第12号</p>
	<p>(2) 事故発生時の対応について</p> <p>ア 入所者の処遇により事故が発生した場合は速やかに市町村・入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>イ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>ウ 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>※(適・要検討・否)</p>	<p>第6</p>	<p>軽費基準第33条第2項、 第3項、第4項</p>

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
第2 適切なサービスの提供					
1 入退所手続き	入退所手続きの標準化について ア 入所者は60歳以上で身体的機能の低下が認められ、家族による援助を受けることが困難な者か。 イ サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 ウ ① 当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。 ② 契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。 ③ 入所者、設置者双方の契約解除条項を契約書上定めているか。 エ 入所者の退所に際しては、保健医療サービスや福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	軽費基準第12条、第13条、第14条、附則第10条
2 サービスの提供	サービスの提供について ア 入所に際して、利用者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等を把握し、入所後の適切なサービスの提供に結びつけているか。 イ 提供したサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要事項を記録しているか。また、入所者又は家族に対し、それらをわかりやすく説明しているか。また、その記録は完結の日から5年間保存しているか。	A・B・C A・B・C A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	軽費基準第9条、第14条、第15条、第17条第1項及び第2項、附則第10条
3 虐待防止	(1) 施設の職員による高齢者虐待を防止するため、職員等の研修、苦情の処理体制の整備その他の高齢者虐待の防止のための措置を講じているか。 (高齢者虐待となる行為：高齢者虐待防止法抜粋) ① 施設が自ら企画した虐待防止のための研修を定期的実施すること ② 苦情処理体制を施設長等の責任の下、適切に運用すること ③ メンタルヘル스에配慮した職員面談等を組織的に実施すること ④ 業務管理体制を自主的に点検し、体制の見直しや運用改善に努めること (2) 施設の職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。 (高齢者虐待となる行為：高齢者虐待防止法抜粋) ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	A・B・C A・B・C	※（適・要検討・否） ※（適・要検討・否）	なし (実地確認) 〃	高齢者虐待防止法第2条第5項、第20条、第21条

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
	<p>(3) 施設長は、施設長及び各職種の職員で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 (改善計画に盛り込むべき内容)</p> <p>① 施設内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 施設の設備等の改善 ⑤ 施設の職員その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥ 入所者の家族への十分な説明 ⑦ 期限を定めた身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平13老発第155号の3、5
5 生活相談等	<p>(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 また、入所者と家族との交流の機会を確保するよう努めているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	第9-1	軽費基準第19条、 附則第10条
	<p>(2) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	
	<p>(3) 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供しているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	第9-2	
	<p>(4) 入居者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	第9-3	軽費基準第20条、 附則第10条
6 食事	<p>(1) 適切な食事の提供について</p>		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第18条
	<p>ア 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しているか。</p>	A・B・C			
	<p>イ あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。</p>	A・B・C			
	<p>ウ 定期的に調理に従事する職員の検便を行っているか。</p>	A・B・C			
	<p>エ 食事の提供にあたっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食物を使用し、地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めているか。</p>	A・B・C			

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
	<p>(2) 調理業務を委託している場合、その業務内容等について</p> <p>ア 施設の行う業務は適正であるか。 (施設は次の業務を自ら実施すること。)</p> <p>① 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。</p> <p>② 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。</p> <p>③ 毎回検食を行うこと。</p> <p>④ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認すること。</p> <p>⑤ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。</p> <p>⑥ 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めるとともに、健康の保持増進の観点から、栄養指導を積極的に進めること。</p> <p>イ 受託業者はその適格性を欠いていないか。 (受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。)</p> <p>① 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。</p> <p>② 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。</p> <p>③ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。</p> <p>④ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。</p> <p>⑤ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。</p> <p>⑥ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。</p> <p>⑦ 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。</p> <p>ウ 業務の委託契約書の内容は適正であるか。 (契約書には上記イの①、④、⑤及び⑥並びに次に掲げる事項を明確にすること)</p> <p>① 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。</p> <p>② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めるとき、その他受託業者が適正な施設給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において契約を解除できること。</p> <p>③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>④ 受託業者の責任で、法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し、損害賠償を行うこと。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>※(適・要検討・否)</p>	<p>なし (実地確認)</p>	<p>昭62社施第38号 大量調理マニュアル</p>

項 目	指 導 監 査 事 項	自主点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令
7 衛生管理等	(1) 衛生管理、医薬品管理について		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第26条、 附則第10条
	ア 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	A・B・C			平15社援基発第0725001号
	イ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。	A・B・C			
	(2) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止について		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	軽費基準第26条、 附則第10条
	ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度、定期的に開催しているか。 また、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底しているか。	A・B・C			
	イ 感染症及び食中毒のまん延防止のための指針(マニュアル)を整備しているか。	A・B・C			平17社援発第0222002号
	ウ 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施しているか。	A・B・C			平18厚労告示第268号 平17福第1866号 平17福第1435号
	エ 感染症等が発生した場合の事後対策は適切に行っているか。	A・B・C			
	オ 感染症又は食中毒が疑われる状況が発生した場合、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、市保健所等へ速やかに一報を入れ、相談、助言又は指導を求めているか。 【報告基準】 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	A・B・C			
	8 入所者の健康管理等	健康管理体制等について		※ (適・要検討・否)	第10
ア 入所者に対し、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。 軽費老人ホームA型にあっては、入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行っているか。		A・B・C			感染症法第53条の2第1項 感染症法施行令第11条第1 項第2号、第12条第1項第4号 感染症法施行規則第27条の 2
イ 入所者の健康診断の記録を保存し、健康の保持・疾病の予防に努めているか。		A・B・C			
ウ 胸部X線検査、喀痰検査等については、65歳以上の入所者を対象に年1回実施しているか。		A・B・C			
エ 入所者の病状の急変等に備えるため、予め、協力医療機関を定めているか。 また、協力歯科医療機関を定めているか。 (定めていない場合、代替措置を講じているか。)		A・B・C			

